

東京地裁の判決で選挙権があると確認され、記者会見する原告の名児耶匠（なごや・たくみ）さん（中央）と母佳子さん（左）、父清吉さん＝東京都千代田区で2013年3月14日午後3時14分、丸山博撮影

成年後見人が付いた人は選挙権を喪失すると定めた公職選挙法の規定を違憲と判断した14日の東京地裁判決は、成年後見制度が「ノーマライゼーション」という新しい理念に従って作られ、旧制度から移行したという原点を重視した。選挙権の公平さを重視する近年の国内外の司法の流れもあり、立法措置を強く迫られた国会の対応が注目される。【鈴木一生、和田武士】



◇制度移行優先、問題棚上げで13年

「権利擁護のための制度を利用すると、逆に選挙権を奪われるのはおかしい」。公職選挙法の選挙権を喪失する規定を巡っては、成年後見制度の創設時から問題視されていた。

成年後見制度は00年4月、明治時代から続く旧制度の「禁治産・準禁治産制度」から移行する形でスタート。旧制度では財産の管理が不可能な「禁治産者」と判断されると、本人の選挙権や法律行為が全て取り消されるなど差別的な側面があった。そのため成年後見制度は認知症の高齢者や知的障害者らを特別扱いせず、自己決定を尊重して通常と同じような生活をさせようという考え方、「ノーマライゼーション」の理念が盛り込まれた。今回の判決が重視したのもこの点だ。

成年後見制度の創設に携わった当時の法務省関係者によると、制度移行の際、理念を反映するため公選法を所管する自治省（現総務省）に規定の見直しを求めた。だが、自治省側は「成年後見人が付いた人に選挙権を与えると、他人に影響され不正投票をする危険性がある。個別に投票能力を判断するのは不可能。家庭裁判所が審判する成年後見制度を判断の際に借用するのは合理的な理由がある」と主張し拒否。規定は新制度に引き継がれることになったという。

法務省関係者は「新制度のスタートが優先され、問題点は棚上げになった。いずれ国会で法改正されると思っていた」と振り返る。

理念と乖離（かいり）した形の新制度の運用はそのまま続き、11年2月になって今回の訴訟が起こされた。提訴時に総務相だった元自治官僚の片山善博氏は「本人を保護する結果、本来広く享有されなければいけない政治参画の機会を奪う結果になり違和感がある」などと国会で答弁したが、法改正の議論は深まらなかった。「公選法は政治の領域で、役人がいじらないという不文律があった」（片山氏）からだ。

今回の判決は「国民には障害を持って生まれた人や事故などで障害を持った人などさまざまなハンディを負う人が多数存在する。そのような人も我が国の主権者として自己統治を行う主体であることは言うまでもない」と指摘した。制度移行から13年。「当初の理念に立ち返って制度を見直すべきだ」との見解を示したと言える